

原発を再稼働させず，廃炉を目指すことを求める意見書

現在，日本の原発は事故や点検中のため全て運転を停止しており，稼働中の原発は1基もない。

こういう中で，原子力規制委員会が九州電力川内原発1，2号機について，再稼働の前提となる新規制基準に「適合している」との審査書を決定したのは，住民の不安と反対の声を踏みにじるものというほかない。審査に合格しても，地震や津波，火山噴火などに対する原発の安全を保証したわけではなく，事故が起きた場合の住民の避難計画などはもともと基準の対象外である。こうした審査で原発を再稼働させるなど論外であり，審査書は撤回し，川内原発を初め原発の再稼働は中止すべきである。

3年半前の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発などの大事故は，原発が大きな地震や津波に耐えられず，しかも一旦炉心の熔融などの重大事故を起こせばコントロールできなくなる，危険なものであることを浮き彫りにした。関西電力大飯原発の運転再開中止を求めた福井地裁判決や，東電の事故による被災者の自殺と事故の因果関係を認めた福島地裁判決は，原発事故の取り返しがつかない深刻さを明らかにした。

原発の商業運転が始まって48年，原発稼働ゼロの最初の夏となったことしの夏も原発なしで電力が賄えているのに，再稼働を強行する根拠はない。

よって調布市議会は，政府に対し，原発を再稼働させず，廃炉を目指すことを求めるものである。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長